

築上町告示第131号

平成20年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年8月26日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成20年9月8日
- 2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

9月10日に応招した議員

9月11日に応招した議員

9月12日に応招した議員

9月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第3回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成20年9月8日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成20年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第2号 平成19年度健全化判断比率の報告について
 - ・報告第3号 平成19年度資金不足比率の報告について
 - ・報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第74号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第75号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第76号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第77号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第78号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第79号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第80号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第81号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第82号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第13 認定第1号 平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第11号 平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第83号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第25 議案第84号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第85号 字の区域の設定変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第2号 平成19年度健全化判断比率の報告について
 - ・報告第3号 平成19年度資金不足比率の報告について
 - ・報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について

- ・報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- ・報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について

- 日程第4 議案第74号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第75号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第76号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第77号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第78号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第79号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第80号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第81号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第82号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 認定第1号 平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第22 認定第10号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第11号 平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第83号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第25 議案第84号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第85号 字の区域の設定変更について

出席議員（20名）

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	竹本 正君
税務課長	椎野 義寛君	福祉課長	吉留 久雄君

産業課長	中野 誠一君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	川崎 道雄君	総合管理課長	落合 泰平君
商工課長	西村 好文君	環境課長	出口 秀人君
農委事務局長	後田 幸政君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	吉田 一三君	監査室長	吉留 康次君
審議官	白川 義雄君	代表監査委員	浦岡 信男君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成20年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。夏の暑さが少しずつ和らいで、しのぎやすい時期になりました。9月定例議会、本日招集いたしまして、全議員の御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

6月以降の若干の行政報告をさせていただきたいと思いますが、まず、財政問題でございますけれども、行財政改革の中で、少しずつその実を上げてきておるところでございます。例えば、経常収支比率が去年は105であったのが、本年は102.2というふうに収支比率の方は下がってまいりまして、それから、決算におきましても、若干繰越金が出ておると、こういう状況でございますし、少しずつ好転の兆しが出てきたのではなかろうかなというふうに考えておるところでございます。

それから、今年度の交付税が決定を、普通交付税でございますが、決定をいたしました。前年が33億5,000万円でございますけれども、ことしが34億5,800万円ということで普通交付税少しふえました。この要因といたしましては、国の方は地方再生対策費ということで、本町においては9,300万円の交付をさせていただけると、こういうことになっており、それから、懸案の旧築城町の道路台帳分、今までもらえてなかった分が2,000万円基準財政需用額の方で追加になりまして、これもふえた要因ではなかろうかなと、このように考えておる次第でございます。

それから、先般、6年間にわたって八津田漁港が皆さん方の御協力により工事をしてまいりましたが、完成をいたしました。総額13億円という国の75%の補助をつぎ込みながらやってきたわけでございますけれども、完成に至ったことを御報告を申し上げたいと思います。

それから、あと水道企業団の関係で、若干伊良原ダムの関係の負担金の方が増額案がある程度

まとまってまいりましたので御報告を申し上げますと、当初の総事業費が全体の事業費が585億円でございましたが、これが678億円というふうなことで、県の方の試算で固まってきたようでございます。このもろもろの中で、いわゆる物価の変動、これが約26億円程度と、それから、消費税が途中で設けられましたので11億円、それから、その他の要因として91億円ほど多くかかっておりますが、いわゆる縮減方策として相当数この91億円の中から差し引きまして、合計額では93億円の増額が全般的にこの伊良原ダムの完成に基づいて必要になってくるというふうなことでございます。

それから、あと完成年限を平成23年度をめどにしておりましたけど、28年度というふうなことでございます。それで本町にかかわる増額分といたしましては、従前が1億8,667万9,000円でしたが、これが2億1,635万6,000円というようなことで、2,966万7,000円ほど本町分が増額になると、このような形になっておるところでございます。

それから、少しメタセの杜の件で御報告をいたしておりますけれども、基本的には取締役会の方で対応していただいておりますが、町の方にはまだ取締役会から正式な報告がございませんが、町としても9月号の広報にも掲載をいたしました。町出資95%をしておりますが、この関係上やっぱり筆頭株主としての責任があるというようなことで、今後取締役会の対応、それから、県のいわゆる指摘事項を見守りながら、今後厳格な形で株主としての対応をいわゆる会社の方に迫っていこうと、このように考えておる次第でございます。

それから、もう一点は、企業誘致の関係でございますけれども、先般から御報告をしておりますが、既存の企業の高山化成工業という、これは自動車関連企業が湊の方にございますが、ここから正式に、この今高山化成の隣に、町の木工所がございまして、これについて譲渡してほしいという要望があって、ほぼ九分九厘まとまっているということで、あとは国の補助金の返還額、これをはっきりさせて、財産処分の案件を議会の方に御提案させていただこうということで、多分国の方があと2カ月ぐらいかかるのではなかろうかというふうなことを想定しております。

そして、また、この施設、遊休施設でございましたので、湊営農組合の方から一応貸してほしいということで、一応使用貸借ということでお貸しをしておりますが、湊の方相手を入れておるということで、約200万円近い金をつぎ込んでおるようでございますが、このお金についても若干町の方でもう湊1年しか使ってないというようなことで、一応この分もいわゆる保証的なもので形を決着つけなければどうしようもならないというようなことで、この分についても臨時議会の方で契約案件と同時に予算案も提案したいと、このように考えておるところでございます。

それから、もう一件は、これはまだはっきりはしておりませんが、出てきたいという意向があるということでございますが、これはこの前9月の初めですか、私も現地見に行きましたが、非

常に企業用地があるような企業でございますし、相手との話を進めていきたいということで、この企業は今広島市の方に本社がある企業でございますけれど、おいおいこの企業とも何とか進めていきたいと、このように考えている次第でございます。

本議会に提案は、報告が5件、それから補正予算が9件ございます。それから、決算11件、条例は例の敬老年金を廃止し、敬老祝金条例を創設するものということで、これも激減緩和策をとりまして、御提案をさせていただいた。また、提案時、提案理由をるる説明したいと、このように考えております。

その他の案件ということで1件ございます。計28件議案がございますので、どうぞ御審議の方よろしく願い申し上げまして、御採択をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、田原宗憲議員、6番、丸山年弘議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下久雄委員長。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり委員会で決定いたしました。9月8日の本日は、本会議で議案の上程、なお、繰り上げ償還を伴う補正予算を本日即決することとして協議しました。9月9日は、議案考案日とします。9月10日は、本会議で議案に対する質疑、委員会付託を行います。9月11日は、一般質問とします。9月12日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。9月13日土曜日、14日日曜日、15日祝日は休会とします。9月16日は、休会で厚生文教常任委員会とします。9月17日は、休会で産業建設常任委員会とします。9月18日は、休会で総務常任委員会とします。9月19日は、休会で委員会予備日とします。委員会審議のあり方等協議しましたが、当面従来の方法で開催することとしましたので、御協力をお願いします。

なお、急を要する所管外の議案は、委員長判断とします。委員会運営が所管の議案審議、所管

の事務質疑、通告された所管外の議案質疑の順とします。一般行政事務関連は、一般質問でお願いいたします。

9月20日、21日は、休会とします。9月22日、月曜日は本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受け付け、締め切りは、本日午後3時までとします。

また、議案考案日に議案を熟読していただき、円滑な議会運営に御協力をお願いいたします。

以上、会期は本日から9月22日までの15日間とすることが適当だと議会運営委員会で決定いたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日8日から9月22日までの15日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの15日間に決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第74号ほか22件であります。また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第2号平成19年度健全化判断比率の報告について、報告第3号平成19年度資金不足比率の報告について、報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についての5件を一括して報告していただきます。

職員の朗読の後、町長の報告内容の説明を求めます。

財政課長（渡邊 義治君） 報告第2号平成19年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成19年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第3号平成19年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。平成20年9月8日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 言う前に一応所属の名前を言って発言してください。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課長の吉留です。報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成20年9月8日提出、築上町長新川久三。

報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成20年9月8日提出、築上町長新川久三。

報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成20年9月8日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 町長。

町長（新川 久三君） 報告第2号でございますけれども、平成19年度健全化判断比率の報告についてということで、この報告は今までこういう報告したことございませんが、19年の6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。これに基づきまして、議会に報告をしなければならないというようなことですが、健全化判断の比率の4指標ということで、実質赤字比率、それから、連結実質赤字比率、3番目が、実質公債費比率、4番目が、将来負担比率という4つの比率の報告をしなければなりません。19年度決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率はございません。実質公債費比率のみの報告と、それから、将来負担比率ということでございますが、実質公債費比率は17.8%、将来負担比率は152.6%となっております。

以上でございます。

次に、報告第3号でございますが、これはやはり同法律、先ほどの法律と同じ法律の中にございますが、資金不足比率の報告というようなことですが、19年度の決算数値のもとに算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。平成19年度決算においては、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の資金不足比率は比率なしとなっております。これが2件の報告でございます。

次に、報告第4号しいだサンコー株式会社経営状況の報告についてということで、報告書の中に決算書の報告ということで貸借対照表、それから、損益計算書、それから、販売費及び一般管理費ということでお配りをしてありますが、当期純利益は36万4,218円となっております。

次に、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告についてということでございますが、この東九州コミュニティー放送FM放送でございますが、昨年非常にやっぱり経

営厳しいものがございまして、少し設備投資もしてあるようでございます。そこで、赤字額が627万2,682円となっておりますということでございます。

次に、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてということでございますが、同じく同じ資料そろえておりますが、当期純利益は995万5,057円となっておりますという報告が町の方に来ておるところでございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。それでは、議事に入ります。

日程第4 議案第74号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第4、議案第74号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第2号）については、繰り上げ償還による補正であり、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第74号平成20年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第74号平成20年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成20年9月8日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第74号は、平成20年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額94億2,294万4,000円に3,556万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億6,350万7,000円と定めるものでございます。

内容は、昨年、財政健全化計画を策定し議会に報告をいたしました。が、「補償金なしの繰り上げ償還」に係る公債費3,556万3,000円でございます。この財源は、民間資金から借りがえをする3,550万円、それから、減債基金から端数の6万3,000円を繰り入れる予算でございます。

なお、この繰り上げ償還日が9月25日になり、事務の手続き上本日即決のお願いをいたしましたものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。議案第74号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5．議案第75号

日程第6．議案第76号

日程第7．議案第77号

日程第8．議案第78号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第5、議案第75号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第8、議案第78号の平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第78号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第5、議案第75号平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第8、議案第78号の平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第75号平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第76号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につい

て、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第77号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第78号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成20年9月8日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第75号は、平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）でございますが、先ほど議決をいただきました予算の総額9億4,350万7,000円に2億2,562万4,000円を追加し、9億6,913万1,000円と歳入総額予算を定めるものでございます。また、債務負担行為の追加もしておりますのでございます。

補正の主なものは、先ほど議決をいただきました補償金なしの繰り上げ償還に係る公債費1億8,677万1,000円、税源移譲による住民税の減額措置に係る還付金、これが1,955万7,000円でございます。それから、再編交付金関係事業費1,642万9,000円の増額をいたしておるところでございます。

歳入の主なものは、補償金なしの繰り上げ償還に係る借換債、これは8,500万円。なお、この補償金、この一般会計の部分は期日がまだ余分ありますので、本日即決という形にお願いしております。それから、合併推進体制整備費補助金ということで、国庫補助、これが2,500万円でございます。それから、あと日米再編の交付金1,438万2,000円、個人県民税徴収取扱費委託金919万円、前年度繰越金4億1,609万5,000円の増額をいたしておるところでございます。

なお、財政調整基金のための財政調整等の積立基金2億5,000万円、それから、減債基金を9,806万6,000円、これは一応取り崩さないような形で減額をいたしたものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

ちょっと今副町長の方から説明をなさいますということでございますが、この借りかえによって、約九百数万円の財政効果が出てくるというようなことで、今まで高い利の分を安く借りかえるということで、それと補償金なしの繰り上げ償還という、本来なら補償金というのは、今までの今後払う金利を添えて返さないかんのが金利を添えて返さなくていいと、こういう状況になってお

ることをちょっと申し添えます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。はい、どうぞ。

町長（新川 久三君） 議案第76号は、平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ679万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を4億147万1,000円とするものでございます。この補正については、貸付金のいわゆる繰り上げ償還がございました。これを国の方に町の方も繰り上げ償還をするということで、償還金の計上をさせていただいております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第77号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、本案は、2億6,209万9,000円に74万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億6,284万6,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、後期高齢者医療保険制度改正に伴う事務費に関する経費の補正でございます。

主なものは、この事務に対する職員の超過勤務手当に充てるというふうなことでいたしております。

よろしく御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

次に、議案第78号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,210万5,000円を追加いたしまして、4億233万3,000円と定めるものでございます。

補正の主なものにつきましては、歳入は、国庫補助金が900万円、それから、一般会計からの繰入金827万8,000円、それから、繰越金402万7,000円、町債80万円でございます。

歳出の主なものは、報償金210万5,000円、工事請負費2,000万円の増加をするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

日程第9・議案第79号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第9、議案第79号の平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、農業集落排水事業債の借りかえに伴う補正で

あり、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、委員会付託を省略し、
本日即決することに決定いたしました。

日程第9、議案第79号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に
ついてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第79号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成20年9月8日、築上町
長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第79号は、平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第2号）でございますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額6億3,148万5,000円
に170万円を追加し、6億3,318万5,000円と定めるものでございます。

この予算につきましては、先ほどの74号議案と同様、9月25日が償還期限ということで、
170万円のいわゆる借りかえをするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第79号について採決を行います。議案第79号は、原案のとおり可決するこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり可決する
ことに決定いたしました。

日程第10．議案第80号

日程第11．議案第81号

日程第12．議案第82号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第10、議案第80号の平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第12、議案第82号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第82号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第10、議案第80号の平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第12、議案第82号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第80号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第81号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第82号平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成20年9月8日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） はい、お疲れさま。新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第80号は、平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,587万4,000円を追加し、総額を6億7,905万9,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、農業集落排水事業債の借りかえによるものでございます。

歳入の主なものは、繰越金が603万4,000円、町債が4,580万円の増額であります。これは償還期限がまだ後でございますので、補正の提案とさせていただいておるところでございます。

次に、議案第 8 1 号平成 2 0 年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出それぞれ 5 5 3 万 2 , 0 0 0 円を減額をいたしまして、総額を 1 億 4 , 7 2 4 万 7 , 0 0 0 円と定めるものでございます。

歳入については、前年度の繰越金 3 6 1 万円の増額、それから、借換債 4 7 0 万円の増額、それから、一般会計繰入金 2 7 7 万 8 , 0 0 0 円の減額といたしております。

歳出については、いわゆる繰り上げ償還の元利償還金 4 5 3 万 2 , 0 0 0 円、それから、あと事業費として漏水調査の業務費を 4 2 万円、それから、施設の修繕費 5 8 万円を増額をさせていただいております。

次に、議案第 8 2 号平成 2 0 年度築上町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本案は、いわゆる既定の資本的収支予算の収入を 1 億 8 , 7 4 0 万円増額いたしまして、1 億 8 , 9 7 6 万 9 , 0 0 0 円に支出を 1 億 8 , 8 0 5 万 2 , 0 0 0 円増額して、総額を 2 億 6 , 3 1 3 万 9 , 0 0 0 円にいたすものでございます。

内容は、先ほどの議案と同じく公的資金補償金免除の繰り上げ償還に伴う補正でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） お疲れさんでございました。

日程第 1 3 . 認定第 1 号

日程第 1 4 . 認定第 2 号

日程第 1 5 . 認定第 3 号

日程第 1 6 . 認定第 4 号

日程第 1 7 . 認定第 5 号

日程第 1 8 . 認定第 6 号

日程第 1 9 . 認定第 7 号

日程第 2 0 . 認定第 8 号

日程第 2 1 . 認定第 9 号

日程第 2 2 . 認定第 1 0 号

日程第 2 3 . 認定第 1 1 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 1 3、認定第 1 号の平成 1 9 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 3、認定第 1 1 号の平成 1 9 年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までを一括上程することに決定いたしました。

日程第13の認定第1号平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第11号の平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 認定第1号平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法233条第3項の規定により、平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方

自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成20年9月8日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暉奎君） 御苦労さまでございました。それでは、新川町長。

町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入の総額が101億3,819万2,663円でございます。歳出総額94億5,845万4,737円でございます。歳入歳出の差し引き額は、6億7,973万7,926円でございます。翌年度へ繰り越した一般財源が2,692万4,000円でございます。実質収支額は6億5,281万3,926円、それから、単年度収支は2,835万1,855円、実質単年度収支は3,416万7,138円の黒字となっております。

主な施策等につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本決算は、歳入が3,246万123円、歳出総額3億9,530万7,105円でございます。歳入歳出差引額は、3億6,284万6,982円の赤字でございます。

この赤字額につきましては、20年度の予算から繰上充用で補てんをしておるところでございます。

主な内容につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、参考までに、平成19年度末の滞納額が5億6,176万3,715円でございます。それから、現年度の徴収率が27.9%、滞納分徴収率2.89%となっております。

認定第3号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本案は、平成19年度の歳入総額が343万4,651円、歳出総額が153万9,514円でございます。歳入歳出差引額は189万5,137円でございます。

主な施策等につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第4号平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が293万1,616円、歳出総額はございません。歳入歳出差引額293万1,616円であります。

本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計で貸付金の回収業務を行っているものでございます。

よろしく御審議の上、御認定いただくようお願い申し上げます。

次に、認定第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が1,405万2,597円、歳出総額1,275万9,665円、歳入歳出差引額は129万2,932円でございます。

歳入の主なものは、霊園使用料2件で95万5,020円、霊園管理料15万7,500円、基金繰入金550万円、前年度繰越金743万2,778円となっております。

歳出の主なものは、施設管理費81万円、基金積立金638万9,616円、一般会計繰出金550万円となっております。

主な施策につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき、認定をいただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第6号平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が26億4,133万108円、歳出総額28億1,769万1,453円で、差引額は1億7,636万1,345円の赤字となっております。

この赤字額は、平成20年度からの繰上充用として補てんをしておるところでございます。

主な施策等につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第7号平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が30億265万3,754円、歳出総額が30億2,574万9,755円で、その差引額は2,309万6,001円の赤字でございます。

この赤字額は、20年度の予算から繰上充用しております。しかし、これは国からの精算が1年おくれで来るために、これは赤字といっても赤字の会計ではございません。

よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

認定第8号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が4億2,978万2,873円、歳出総額4億2,575万3,905円、歳入歳出の差引額は402万8,968円でございます。

主な施策等につきましては、附属資料の方に掲載しております。

よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

認定第9号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が2億1,869万6,157円、歳出総額2億1,266万598円、歳入歳出の差引額は603万5,559円でございます。

主な施策につきましては、決算附属資料に掲げておるとおりでございます。

よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

認定第10号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が1億4,636万7,226円、歳出総額1億4,274万7,118円、歳入歳出の差引額は362万108円でございます。

歳入の主なものは、給水事業収入6,364万3,730円、一般会計繰入金7,140万円、繰越金385万6,443円、諸収入は236万2,053円です。それから、借換債は510万円となっております。

歳出の主なものは、人件費、それから、施設管理費、修繕費、原材料費、公債費等でございます。

主な施策等につきましては、決算附属資料のとおりでございます。

よろしく御審議をいただき、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第11号平成19年度の築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、水道事業の経常的支出である収益的収支の収益については、営業収益が2億3,352万4,074円、営業外収益91万3,337円、総収益は2億3,443万7,411円、支出については、営業費用1億6,349万5,494円、営業外費用が4,847万919円で、総費用2億1,196万6,413円、経常利益が2,247万998円となっております。特別利益が133万2,280円でございます。それから、特別損失が1万8,858円でございます。当年度の純利益は2,378万4,420円となっております。

それから、あと資本的支出については、総収入2,383万2,000円、総支出が8,818万3,870円となっており、不足額が6,435万1,870円でございます。この分として、過年度分留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしておるものでございます。

内容については、支出は建設改良費として配水管布設工事及び量水器購入に481万1,049円、それから、企業債の償還金として8,337万2,821円であります。

よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

ここで代表監査委員に平成19年度会計決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の浦岡信男さん、お願いいたします。

代表監査委員（浦岡 信男君） おはようございます。平成19年度築上町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の意見について。

去る7月14日から28日まで15日間にわたり、関係課の監査を行いました。平成18年度に引き続き、財政事情は非常に厳しい状況にあると考えられます。今後の財政運営上の歳入については、自主財源の確保により一層の努力をするとともに、また、歳出にあっては、最小の経費で最大の効果を得られるよう、職員一人一人が常にコスト節減意識を持ち、効率的な行政運営を行うよう望むものであります。

なお、本年度より地方公共団体財政健全化法に基づき、次の四つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の公表が義務づけられました。本町においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率の比率はなし、実質公債費比率17.8%、将来負担比率152.6%で、いずれも今のところ早期健全化基準内であり、今後もさらなる基準数値の減少に日々努めるように強く要望いたします。

最後に、町税の収入未済額で、国民健康保険税、町営住宅家賃、住宅新築資金、保育料、使用料等多額の収入未済額が出ています。この未済額に対し財源の確保と負担の公平を期するため、納入の利便性を高める工夫や法的措置を含めたきめ細かい増加防止対策を講じられるようお願いし、監査の意見といたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第24・議案第83号

議長（成吉 暲奎君） 日程第24、議案第83号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第83号築上町敬老祝金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年9月8日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第83号築上町敬老祝金条例の制定についてでございますが、本案は、4回目の提案をさせていただいております。過去2回は否決、3回目は取り下げということ

でしておりますが、そもそもこの敬老年金、現行の敬老年金、発足の当初若干申し述べさせていただきますと、国民年金の制度が始まりまして、この国民年金に加入できない人たちのためにつくったのが、この敬老年金という制度でございます。いわゆる発足がたしか昭和40年ちょっと過ぎたころだと思いますが、当時いわゆる年齢によって、この国民年金に入れなかった方々が御年配の方で相当おります、その方々のために80歳になったら年金を支給しようということで、それぞれ全国の自治体でこういう年金制度ができていったというふうに関及しておるところでございます。

そして、これが現在まで合併前の旧築城町、椎田町ともずっと改正しないまま、他の市町村は改正をしてきておるようでございますけれども、改正をしないまま現状まできておるというのが実態でございます。そういう形の中で、現在国の方も行財政改革ということで、非常に過大な支出に対しての査定が非常に厳しくなっておるところでございます。この敬老年金の品物も一つは過大な支出ということで問題化がされておるところでございます。じゃあ、こういう支出をしたらどうなるか、職員の給与費がいわゆるラスパイレス指数という支出のもとに、多く出しておれば地方交付税の減額措置が行われるということで、この地方交付税にもひとつこの査定の中が減ってきておるというのも現実でございます。そういう形の中で本町も財政健全化計画を立てながら、何とかこの問題についても他町村並みにしていこうということで、近隣では今の現行制度では類を見ないような形になっておるというふうなことで、過去御提案をさせていただきましたが、今回は激変緩和措置というふうなことで、合併時は築城町の例にならって1万8,000円支給しておりましたが、3カ年かけて旧椎田町の例にならうようにしていこうと。それでも他の近隣と比較したら、非常にこの制度を他のこの近くでは、あの裕福な苅田町でさえ節目支給というふうなことで、77歳、80歳、88歳というようなことで節目に祝金を支出しておる。行橋しかり、それから豊前市しかり、上毛と吉富は年額5,000円というようなことで、非常に小額な祝金を支出しておるというようなことで、この敬老年金条例は9月30日をもって廃止し、新たな祝金条例を来年の4月1日に施行すると、このような条例案といたしておるところでございます。

よろしく御理解を賜りながら御審議をしていただき、そして、可決のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第25・議案第84号

議長（成吉 暲奎君） では、次に、日程第25、議案第84号築上町企業立地促進条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 8 4 号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 0 年 9 月 8 日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 4 号は、築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、地域経済の振興及び地域産業の発展を図るため、現条例の進出企業への優遇措置である固定資産税の課税免除 3 力年でございますが、事業所等の新設の場合には限定しておりますが、既存企業の事業拡充に伴う増設については免除を行うような条例がございません。やはり積極的に進出企業においても今後企業も進出が予想されております。そういう形の中で規模を拡張しようというふうな企業については、いわゆる 3 力年の課税免除をするような制度をつくったら企業の進出もしやすくなる、そして、また現在、進出しておる企業につきましても、雇用の拡大、そういうものからすれば町税の増収が可能であろうというふうなことで、3 力年はいわゆる減免、免除をしても 4 年目から正規な税金が入るというふうなことで、長期的に見れば、私はこの制度を行いながら企業誘致を積極的に進めてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

よって、この条例の提案をする理由でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第 2 6 . 議案第 8 5 号

議長（成吉 暲奎君） それでは、日程第 2 6、議案第 8 5 号字の区域の設定変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 8 5 号字の区域の設定変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本町内の字の区域を別紙のとおり設定変更する。平成 2 0 年 9 月 8 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 5 号は、字の区域の設定変更でございますが、本議案は、県営圃場整備事業の深野地区の事業に伴い、大字界が上深野と下深野の字がいわゆる土地改良によって変更しなければならないようになりました。自治法の第 2 6 0 条の第 1 項に基づき、字の変更

は議会の議決を要するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。それでは、ここで議案に対する資料要求があれば、お手元に配付しております様式により事務局まで申し出てください。

これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後3時までとしております。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時11分散会